

小川エナジー合同会社「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」
に対する通知について

令和4年1月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の8第1項ただし書の規定に基づき、令和3年4月16日付けで届出のあった「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」について、電気事業法施行規則第61条の8第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、小川エナジー合同会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和4年1月10日から令和4年2月9日まで

2. 期間を延長する理由

本準備書について、環境影響評価法第15条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第20条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の8第1項に定める勧告の期限に迫っていることにより、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価準備書に係る手続

環境影響評価準備書受理	令和3年 4月16日
住民意見の概要等受理	令和3年 8月31日
都道府県知事意見の受理	令和3年12月27日
環境大臣意見の受理	未定
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和4年 2月 9日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話：03-3501-1742 (直通)